



後期高齢者医療制度

令和8・9年度の保険料率が決まりました!

■市民保険課 ☎57-8506

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、次のとおり決定いたしました。

基礎賦課分

【均等割額】 **60,400円**
(令和6・7年度 56,000円)

【所得割率】 **10.31%**
(令和6・7年度 10.78%)

【賦課限度額】 **85万円**
(令和6・7年度 80万円)

令和8年度の保険料の計算方法(基礎賦課分)

$$\begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 60,400円 \end{array} + \begin{array}{r} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額}^{\ast} \times 10.31\% \end{array} = \begin{array}{r} \text{基礎賦課分} \\ \text{賦課限度額: 85万円} \end{array}$$

※総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額

子ども・子育て支援納付金

【均等割額】 **1,393円**

【所得割率】 **0.24%**

【賦課限度額】 **2.1万円**

令和8年度の保険料の計算方法(子ども・子育て支援納付金分)

$$\begin{array}{r} \text{均等割額} \\ 1,393円 \end{array} + \begin{array}{r} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額} \times 0.24\% \end{array} = \begin{array}{r} \text{子ども・子育て支援納付金} \\ \text{賦課限度額: 2.1万円} \end{array}$$

均等割額軽減対象者の基準が広がります!(軽減割合5割と2割が対象)

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。また、基礎賦課分および子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

一人あたりの年間保険料は基礎賦課分と子ども・子育て支援納付金分の合計です。
※令和8年度の個々の保険料額は7月上旬に決定する予定です

軽減割合	軽減後の均等割額		同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額
	基礎賦課分	子ども・子育て支援納付金分	
7割	16,912円 [※]	417円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下 ◆変更なし
5割	30,200円	696円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+(31万円×被保険者数)以下
2割	48,320円	1,114円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+(57万円×被保険者数)以下

※令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者には、さらに0.2割の軽減を行います

子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、子ども家庭庁の子ども・子育て支援金制度コールセンターへお願いします。また、制度の詳細は子ども家庭庁のホームページをご覧ください。

子ども・子育て支援金制度コールセンター

☎0120-303-272

■受付時間 9時~18時(日曜、祝日を除く)



▲HPIはこちらから

国保税の税率が変わります!



■税務収納課 ☎57-8504

\\ 令和8年度スタート! //

子ども・子育て支援金制度

全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。制定に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を国保税とあわせて徴収し、国に納付することが義務付けられました。

市では、「子ども・子育て支援金制度」の制定を受けて、国保税の税率の改正を行いました。

負担を抑えるため、全体の税率はこれまでと同じになるよう改正しました!

▼税率表(改正部分は赤字表記)

区分		基礎分 ()内は7年度	子ども・子育て支援納付金分(新設)	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40~64歳対象)
所得割	(前年の所得額-43万円)×税率	7.90% (8.10%)	0.20%	2.50%	2.20%
均等割	国保加入者1人あたり	28,300円 (29,700円)	1,400円 ^{※1}	9,100円	9,900円
平等割	1世帯あたり(特定世帯以外)	22,600円	3万円	7,200円	5,300円
	特定世帯 ^{※2}	11,300円		3,600円	
課税限度額	1世帯あたり	67万円 ^{※3} (66万円)	3万円	26万円	17万円

- ※1 子ども・子育て支援納付金分において、子育て世帯の負担が増えないよう、18歳未満の子どもにかかる均等割は全額軽減されます。均等割には18歳以上被保険者均等割(上記軽減分を18歳以上の被保険者で負担するもの)の70円を含んでいます
- ※2 同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入者が1人だけになった世帯
- ※3 被保険者間の負担の公平性を確保するための限度額見直しによる引き上げ

国保税の計算方法

$$\text{基礎分} + \text{子ども・子育て支援納付金分} + \text{後期高齢者支援金等分} + \text{介護納付金分(40~64歳のみ)}$$

市民の皆さまへ大切なお知らせ

子ども・子育て支援納付金は令和8年度から令和10年度にかけて、国に納付する金額が段階的に増額することが定められています。そのため、今後の国の施策や市の財政状況によっては税率の再検討を行う可能性があります。その際には改めてお知らせをいたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。